



新潟県立柏崎常盤高等学校いじめ防止基本方針

基本理念

全教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに取り組む。



1 いじめの定義及びいじめ類似行為の定義

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

2 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 具体的な方策

1 いじめ防止基本方針実践のための行動計画

別に定める行動計画に基づき、全教職員が基本方針の実践に努める。

2 組織的対応

「いじめ対策機能」「いじめ防止機能」「いじめ調査機能」を校務分掌に位置づけるとともに、家庭、地域、関係機関とも連携しながら、いじめの起こらない学校づくりに取り組む。

3 情報の共有

教育活動をとおして未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、一人で抱え込むことなく、早期の解決に向け組織的に対応する。また、重大事案については、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報し援助を求める。

4 組織的対応

学校いじめ対策組織会議

- 管理職・いじめ対策推進教員・生徒指導主事＋学年主任＋関係職員＋スクールカウンセラー（SC）で構成する。
- 常時情報を収集し、基本方針の評価、改善に努めるとともに、発生時には組織的な対応の要として機能する。

連携



生徒指導部

- 「いじめの調査」及び教育活動を通じた未然防止対策を行う。
- いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けいじめ対策委員会と共に組織的に対応する。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する校内研修を、いじめ対策推進教員と連携しながら、年間計画に位置づけて実施する。
- 全ての教職員の共通理解を図り、具体的対応力の向上を図る。

5 いじめの未然防止

① 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。

② 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や「授業づくり」への取組など、いじめのない学校づくりに向けた指導を充実させる。

③ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させるなど情報リテラシー、情報モラルの向上を図るとともに、情報機器の適切な使い方を指導する。

④ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨き、指導に細心の注意を払う。

⑤ いじめ防止に向け、保護者とも情報共有をはかりながら、PTAやSCなどとも連携した取組を行う。

6 いじめの早期発見

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われると いうことを、教職員一人ひとりが強く認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

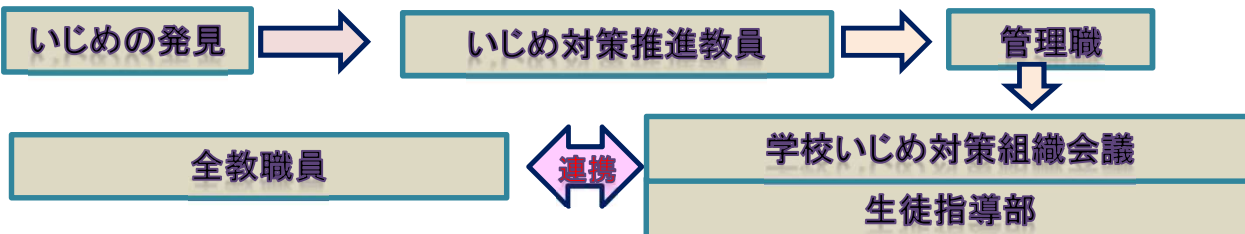
8 連携する外部機関

- ・新潟少年サポートセンター 025-285-4970
- ・新潟県警サイバー犯罪対策室 025-285-0110
- ・県立教育センター教育相談 025-263-9029
- ・長岡児童相談所 0258-35-8500
- ・柏崎警察署生活安全課 0257-21-0110
- ・柏崎市子ども未来部子どもの発達支援課
0257-32-3397
- ・柏崎市福祉保健部こころの相談支援課
0257-41-6005
- ・柏崎市教育委員会学校教育課 0257-43-9132

7 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底して守り、保護者に連絡するとともに、情報共有を密にする。
- いじめられている生徒や保護者に寄り添い、その立場に立って対応する。
- 「重大事態」に対しては、速やかにかつ学校が一体となって組織的に対応し、関係機関とも緊密に連携する。
- いじめの疑いにより、その行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的な対応は少なくとも3か月は継続する。
- いじめの行為について、善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度することのないよう、しっかりと指導を行う。
- 双方の保護者に対して、学校としての説明責任を果たしつつ、学校と保護者が協力していじめの解決に向けて取組む。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、「いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しよう」とする態度を育成する。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取組み、伝えた生徒への見守りを行う。
- 解決後における、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助を行い、良好な人間関係を構築する。

9 いじめの認知と対応について



情報共有と組織的対応

- ・未然防止の取組
- ・全教職員によるいじめ対応
- ・継続的な見守り
- ・指導後の状況把握
- ・再発防止の取組

いじめ認知 解消の判断

- ・状況の確認、整理
- ・対応方針の決定
- ・当該生徒への対応、指導
- ・当該生徒保護者への方針説明
- ・関係機関連携(SC、SSW、SL、PTA等)
- ・県教育委員会への報告

いじめ認知の1次判断

- ・聞き取り等の事実確認
- ・当該生徒保護者への連絡
- ・県教育委員会への報告